

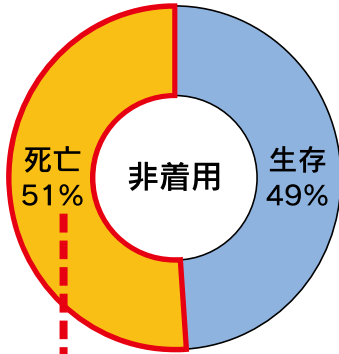
平成30年2月1日以降、20トン未満の小型漁船の場合 原則、すべての乗船者にライフジャケットの着用が義務づけられます

ライフジャケットを着用しましょう！

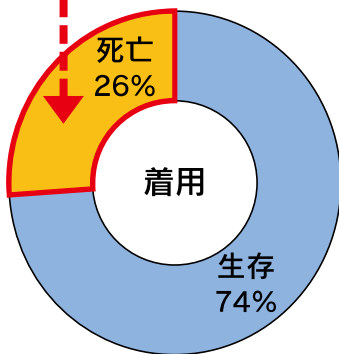
ライフジャケット着用者の海中転落時の死亡率は、非着用の場合に比べて約1/2になっており、漁業者の生命を守るための効果は明らかです。

現行

漁船からの海中転落者の死亡率
【平成23～27年の5年間の平均値】



約1/2



資料：海上保安庁

着用義務



1人乗り漁船で漁業を行っている者

努力義務



1人乗り以外の漁船で漁業を行っている者

改定後

漁船で漁業を行っている者全てに着用義務



1人乗り漁船で漁業を行っている者



1人乗り以外の漁船で漁業を行っている者

船室内に乗船している者や潜水漁業を行うために必要な措置（ウェットスーツ着用等）を講じている者等は、ライフジャケットの着用義務を負いません。

適用除外等の対象とするためには様々な要件があります。詳しくはホームページを確認ください。

違反すると処分あり！

違反した船長には違反点数2点が課され、再教育講習を受けなければなりません！
5点以上で免許停止の対象となります！



※平成34年2月1日から違反点数の付与開始

ライフジャケットの種類

国が安全性を確認した証である桜マークのあるライフジャケットを着用してください！
軽く着けやすいものが開発されています！

